

## □不利益処分の処分基準

部 課 室 等 名	経済部 耕地課 管理係	
不利益処分名	土地改良事業を行う者の違反行為に対する措置命令	
根 拠 法 令	土地改良法	
根 拠 条 項	第134条第1項	
連 絡 先	(電話 621-5013 )	
処 分 基 準	基 準	<p>法第132条第1項の規定により報告を徴し、又は検査を行った場合において、当該土地改良事業を行う第3条に規定する資格を有する者の業務又は会計が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款、規約、管理規程、土地改良事業計画、換地計画若しくは交換分合計画に違反すると認めるときは、これらの者に対し必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。(法第95条第1項の規定により土地改良事業を行う法第3条に規定する資格を有する者に係るものに限る。)</p>
	参 考 事 項	徳島県の事務処理の特例に関する条例により市が処理することとなっている。
	設定等年月日	平成26年 8月 1日設定 (平成28年 4月 5日最終変更)